

第4回 村上市議会議会改革調査特別委員会記録

1 日 時 令和4年7月11日(月)午前9時56分

2 場 所 村上市役所 第1委員会室

3 報告

(1) 調査結果等の報告

4 協議事項

(1) 分野ごとの具体的検討項目について

① 政治倫理・資質向上について

② 議員定数の見直しについて

③ 議会のデジタルトランスフォーメーションの推進について

④ 議員の人材確保について

(2) その他

5 その他

6 出席委員(8名)

1番	川崎健二君	2番	高田晃君
3番	菅井晋一君	4番	鈴木いせ子君
5番	鈴木一之君	6番	本間善和君
7番	尾形修平君	8番	長谷川孝君

7 欠席委員 なし

8 傍聴議員(2名)

上村正朗君 富樫雅男君

9 地方自治法第105条による出席者

議長 三田敏秋君

10 オブザーバーとして出席した者

副議長 大滝国吉君

11 議会事務局職員

局長	内山治夫
次長	鈴木渉
書記	中山航

(午前9時56分)

委員長(長谷川 孝君)開会を宣する。

報告(1) 調査結果等の報告

長谷川委員長 初めに、報告の(1)、調査結果等の報告について、事務局から説明願う。

事務局 局長 ご苦労様である。それでは資料によって説明させていただきたいと思う。第3回議会改革調査特別委員会の概要という資料をご覧いただきたいと思う。これについては、6月21日に行われた前回の議会改革調査特別委員会の概要である。(1)として、調査項目の集約というところであるが、皆さんのアンケートによる集約結果をもとに本特別委員会の検討項目を決定したところである。①として、倫理・資質の向上について、

②として、デジタルトランスフォーメーションについて、③として、議員定数について、④人材確保についてということである。(2)の全国市議会議長会研究フォーラム in 長野への参加者であるが、記載の通り、今回の研究フォーラムのテーマが「デジタルが開く地方議会の未来」ということであるので、本特別委員会から2名派遣するというので、尾形副委員長と高田委員を派遣するというので決定いただいた。また、理事者のほうでもペーパーレス化を進めている関係上、お二方については理事者のほうの会議にも必要に応じて調整役として参加していただくということも決定いただいた。以上である。

協議事項(1) 分野ごとの具体的検討項目について

長谷川委員長 次に、協議事項の(1)、分野ごとの具体的検討項目についてを議題とする。初めに、①政治倫理・資質向上について事務局から説明願う。

事務 局長 それでは、①政治倫理・資質向上についてであるが、前回の集約の結果によって、政治倫理の向上あるいは倫理条例の制定というようなことで、多くの意見が寄せられているので、事務局の準備としては政治倫理条例の準備ができるような資料をさしあたり準備させていただいたところではあるが、その説明についてはまたこの後でさせていただきますが、その他に皆さんからアンケートでいただいている中では政治倫理、パワハラ・セクハラなどに関する研修、それから一般質問の在り方、質の高い議論となるようにというような一般質問、政治倫理についての研修、研究というようなことがあがっている。この中で何を実施していくかというふうなことで、皆さんのご意見があったら現時点でのご意見を伺いたいと思う。

長谷川委員長 今局長言われた点について、ご意見があったらお願いしたいと思う。なかったら続けて。

事務 局長 それでは政治倫理条例の資料を準備させていただいたので、それに関しては、皆さん会派からの意見もそうであるし、制定の方向で調査を進めるということでもよろしいかと思うので、そちらのほうの資料を説明させていただき、倫理に関する研修だとか一般質問の研修・研究については、今後の会議でまた必要に応じてご検討願えればと考えている。続いて次の資料をご覧ください。地方自治研究機構の何枚かある資料、ホチキス止めさせていただいているが、政治倫理条例について全国の状況を非常によくまとめてある資料があったので、こちら自治研究機構の許可をいただいて皆さんのほうに配付させていただいた。若干説明させていただくが、最初のページ右下のほうにページ番号15分の1ということを書いてあるが、ちょうど中段丸が3つ項目の見出しとしてあるが、中段の丸のところを読ませていただくが、こうした自治体の議員や首長等の政治倫理に関して規定する政治倫理条例は、昭和58年に制定された「堺市議会議員及び市長の倫理に関する条例」が全国で最初とされる。この条例制定のきっかけは、「収賄事件で有罪判決を受けた議員の居座りに反発した市民の直接請求であった」というふうなことが記載されている。それから次の丸であるが、政治倫理条例はその対象を誰にするかによって、①として議員を対象にするもの、②として長等を対象にするもの、③として議員及び長等の両方を対象にするものに、大きく分けられるということである。なお、長等としているものが、市区町村では市区町村長のみならず、副市長村長や教育長等も対象としているものがあるということである。また、資産公開については政治倫理条例の中に関係規定を置くか否かによってタイプが分かれるということで、資産公開については、政治倫理の確立のための国会議員の資産等の

公開等に関する法律によって、都道府県知事、市区町村長、都道府県議会議員、指定都市議会議員については義務付けられているところである。本市においても市長については、義務付けられているのですでに公表しているところである。次のページをご覧ください。中ほどに表があるが、こちらについては市議会議長会で調査をしている政治倫理条例と資産公開の条例の関係である。最初に政治倫理条例（資産公開の規定を含む）を制定している団体数であるが、全体の815あるうちの41団体ということで全体の5%程度である。それから政治倫理条例（資産公開の規定を含まない）それから資産公開条例をそれぞれ別々に制定している団体これが4団体ということで0.5%程度である。それから3番目として、政治倫理条例（資産公開の規定を含まない）を制定している団体ということで351団体これが一番大多数を占めている形になっている。最後に、資産公開条例のみを制定している団体が15団体ということで、これについては1.8%程度であるが、政令指定都市が15団体ということになっている。次のページになるが、3ページ目こちらについては規定する対象を長にするのか、それとも議員にするのかという集計表であるが、上のほうが政令指定都市、中段が政令指定都市以外の市及び特別区、一番下が町村となっているが、本市の場合は指定都市以外の市及び特別区の中段の部類に入るので、こちらのほうを読ませていただく。議員を対象にした条例だけを制定している団体というのが258団体ということで最も多くなっている。市長等を対象にした条例だけを制定している団体は7団体である。次に、議員及び市長等の両方を対象にした条例を制定している団体が91団体、次に、議員を対象にした条例と市長等を対象にした条例を別々に制定している団体が50団体というところである。次のページ、4ページ目をご覧ください。条例内容の概要というところで、3分の1くらいのところで最初の丸があるが、政治倫理条例にどのような内容を盛り込むかについては、団体によって異なる。一般的には、①政治倫理基準、②請負等の制限、③資産公開、④住民の調査請求、⑤政治倫理審査会、⑥問責制度の6項目のうち全部または一部が規定されているということが記載されている。今申し上げた6項目については、これ以降説明されているが、中段から下の次の丸、政治倫理基準はというところであるが、こちらが先ほどの①に該当する部分の説明であるが、政治倫理基準は、ほとんどの条例で規定されている。政治倫理に関しては、議員や長等に対しての一定の行為を禁止し、その遵守を求めるものであるが、一般的には、(1)不正疑惑行為の禁止、(2)契約等に当たっての特定企業等への有利な取扱いの禁止、(3)政治的・道義的批判を受ける恐れのある寄附の受け入れの禁止（後援団体を含む）、(4)地位利用による金品授受の禁止、(5)職員の職務執行への不当介入の禁止、(6)職員採用等の推薦禁止などが定められている。これらの項目のほか、人権侵害のおそれのある行為（ハラスメント等）の禁止、職員等に依頼等をしたときの記録義務等を規定している条例もあるということである。次の丸であるが、これは上の②の請負等の制限に関する説明である。請負等の制限は、地方自治法が議員や長等が当該自治体に対して請負をすること又はこれらの者が役員等を務める法人が当該自治体に対して請負をすることを禁止している（92条の2、142条等）このことを踏まえて、こうした法律で禁止されている事項以外に、請負等に関して一定の制限規定を置くものである。具体的には、議員や長等の一定の親族が役員をしている企業等や議員や長等が実質的に経営に携わる企業等が当該自治体との請負契約等を締結することを辞退するように努める等を規定しているものである。次の5ページ、丸の一つ目であるが、資産公開に関する規定についての説明であるが、これについては制定しているところが少数であるので

省かせていただく。次の丸が中段よりちょっと下のところであるが、住民の調査請求のところである。住民の調査請求は、政治倫理基準や請負等の制限に違反する疑いがある場合や資産等報告書等の記載内容に疑義がある場合に、住民が議長や市区町村長に対して調査や審査を請求することができるとするものである。一人でも請求することができるとするものあれば、有権者の一定割合以上の連署を請求の要件とするものもある。また、住民による調査請求ではなく、議員が議員定数の一定割合以上の連署により議長に審査を請求することができるとするものがあるというところである。次の丸が、政治倫理審査会についてである。政治倫理審査会は、住民等からの調査請求等がある場合などに調査や審査を行う機関として設置されるということである。とばして、6ページのほうご覧いただく。一番上の丸であるが、問責制度である。問責制度は、議員や長等が贈収賄罪等で有罪判決があった場合に引き続きその職にとどまるときには、説明会を開催するなどとするものである。それ以降については、各都道府県、市の状況だとかの実際の条例制定の状況を記載しているので時間のある時にご覧いただければと思う。続けて恐縮だが、資料1をご覧いただく。資料1については、政治倫理条例についてということで一番最初の四角の囲みについては、村上市議会基本条例の第22条で議員の政治倫理についてというところで説明を記載させていただいている。第22条は、議員は市民全体の代表者としてその倫理性を常に自覚し、品位の保持に努め行動しなければならない。ということが規定されている。2項として、議員は、市から活動や運営の全てに対して補助金又は助成金の交付を受けている団体等の正副代表、理事、監事その他役員には就任しないものとする。という規定である。なお、第3期の議会改革調査研究特別委員会においては、最初のほうでは倫理条例の制定に向けて検討を重ねたわけであるが、詳細の項目のなかなか検討結果がまとまらなかったというふうなこともあって、議会基本条例の第22条に項目を加えることではどうかということで決定して、第2項を加えることとしたものである。その下の1番であるが、政治倫理条例の制定状況というところで先ほどの資料とも重なる部分があるが、こちらも市議会議長会のほうの集計結果であるが、こちらについては人口規模により分類したものである。5万人から10万人未満のところをご覧いただく。政治倫理条例に資産公開の規定を含む条例を制定しているところが15市、それから政治倫理条例と資産公開条例をそれぞれ別々に制定しているところはゼロである。政治倫理条例のみを制定しているところが121市というところである。資産公開条例のみを制定しているところはゼロである。次に、その下の2番の条例内容の概要であるが、政治倫理条例に盛り込む規定については、先ほど説明させていただいた①から⑥のうち全部または一部が一般的とされているということである。今後、案を作成していく段階において確認であるが、当市で検討する条例については資産公開の規定を含まない倫理条例とすることでよいかということの後ほどご確認いただきたいと思う。続いて裏面をご覧いただく。協議事項として、条例の構成ということで今ほどの①から⑥ということで表示させていただいているので、この中の③の資産の公開についてを入れない形でこれらの5項目になるが、こういった項目だけ、今後案を作成させていただく段階においては、そういったものでまずは準備をさせていただいてもよろしいかということで最後に確認をさせていただきたいと思う。それから次の丸で、議会基本条例第22条との整合はということで書いてあるが、前回の議会改革調査研究特別委員会において、第2項を追加した関係もあるので、それらの内容の見直しが必要かどうか、あるいは両方で同じ記載をする必要があるかどうか、そういったことは今後の会議の

中で検討をお願いしたいと考えている。3番の条例改正に向けた今後の予定についてだが、事務局案として今後のスケジュールを検討させていただいた。本日であるが、条例に盛り込む項目を選定、8月として事務局にて条例案の素案を作成、9月から10月に条例案を皆さんの中で精査をお願いする。10月については、条例案をパブリックコメントにかける必要があると考えるので一応3週間程度必要かと考えている。11月には提出された意見を条例に反映させるかどうかというふうな検討が必要になるかと思う。それから12月の第4回の定例会に条例案を提出、制定というふうな段取りを考えているが、ここまでするにあたっても作成した条例案が国の法令だとかに違反していないかだとか、適合しているか、あるいは市のほかの条例等で関連性のある部分の確認等が必要になっているので、そういったものを途中で調査させていただくこともあるので、こちらの予定が最短であろうかなというふうに考えている。以上、倫理条例について説明させていただいたが、項目の①から⑥ということで設定させていただいたが、まずは資産公開の部分を除く5項目のあくまでもたたき台の作成にあたってだが、それについては事務局で今後、案を考えさせていただこうかと考えているが、そういったことについてご意見があったらお願いしたいと思っている。

長谷川委員長 ただ今局長から説明があった点について、皆様からご意見があったらお願いします。
本間 善和 事務局の説明、非常によくわかった。資料の1、最後のほうのこれから検討する事項の中のひとつだけ落ちているなど思ったのが、誰を対象にするかということが3つあるわけだけど、それが落ちていたんじゃないかと思うので、例えばそれを含めてここに入れていただければ、私個人的な意見だが、議員を対象にするという格好のものを冒頭に上げていただければ、この検討事項の内容でよろしいんじゃないかと思った。以上である。

長谷川委員長 ほかにあるか。
鈴木 一之 この条例の資料等々でも、5万から10万未満のところでは政治倫理のことについては資産公開の規定を含まないというところが大半のところであるということであるし、当市も自らのことは自らで制するという立場の中から今のお話の中でもあるように資産公開等は除いた形の中で進めていって協議事項の中のものを進めていっていただければと思う。以上である。

長谷川委員長 ほかにあるか。
菅井 晋一 ちょっと教えてもらいたいが、県内の市の状況はどんな具合か。
事務局 県内の状況であるが、県内では4つの市が制定していて全国に比べると少ないというところであるが、ホームページで調査した段階では4つの市が制定していた。具体的な市町村名についてはちょっとお時間をいただければわかるが、よろしいか。

長谷川委員長 その4市必要か。それと資産公開を含んでいるのか、含んでいないのかくらいは今すぐ調べてもらえるか。

委員長（長谷川孝君）休憩を宣する。
（午前10時21分）

委員長（長谷川孝君）再開を宣する。
（午前10時22分）

事務局 まずは柏崎市議会が倫理条例を制定している。それから佐渡市議会、見附市議会、妙

高市議会も倫理条例を制定している。ホームページで確認させていただいたところ、この4つのところであるが、新潟市については倫理条例はなくて、資産公開の条例のみを規定しているというふうに調べた結果、そうなったと記憶している。

長谷川委員長 よろしいか、ほかにあるか。

高田 晃 私も今の説明を聞いて、鈴木一之委員、本間委員と同様である。他の市町村でも表を見ると、ある程度資産公開は含んでいないと。6項目の中でも全部が入っているところは少ないというふうな説明があるので、私もこの資産公開は除いて議員のみの対象の条例というふうな内容でいいと思うが、ひとつちょっとこの住民の調査請求というのが、どうなのかなというのがあるし、前回の議会改革調査研究特別委員会でもこの辺はちょっと検討したのかどうか、その辺委員長お分かりだったらお聞かせ願いたい。前回この住民調査請求というのは何か検討されたか。

長谷川委員長 していない。

高田 晃 これだけ必要なのかなというふうな疑問があるところで、あとはこの通りでいいと思う。

尾形 修平 先ほど局長から説明あったように前回の議会改革の中でも、この倫理に関しては相当時間を割いて議論した。その中で、22条皆さんお手元にあるように、最初1項しかなかったが、議員を市民全体の代表者として倫理性を常に自覚し、品位の保持に努め、行動しなければならぬ。これで全て含んでいる。含んでいるのであえて条例までは必要ないんじゃないかというのに結論至ったわけだ。1点、2項を追加したというのはその当時議員の中で、市から補助金等をもっている団体の役員をしていたりした人がいたから、それを改めて明文化しようと、その中で逐条解説にも出ているように、じゃあどこまでをその役員とみなすのだというようなことも明文化してしまおうということでこれを入れたわけだ。本来であればこの倫理条例、県内他市も見てもそうだが、そう多く制定されている状況ではないので基本条例、議会の最上位の条例の中で規定しているわけだから、そこまではあえて条例までは必要ないんじゃないかというのが前回までの経過である。今ほど、高田委員言われた調査の件に関しても私もちょっと疑問がある。これ例えば一人でもとか、議員の何%とかがっていうのをやってしまうとなかなかこれ收拾がつかなくなると思うし、そういうのは今までも議会に対しての申し出とは、議会としても真摯に受けてきたわけだから、そこは私は必要ないかなと思っている。もう1点、条例はたしかにいいが本当に絵にかいた餅で条例だけ作って終わりというのは今までもそうだが、多々あると思うのでこの条例の持つ効力というのか、そういうのも作るのであれば必要かなと思っているし、もし事務局のほうで例えば処分とか処罰とかというものにまで触れてるところがあったとすれば、その辺教えていただきたいと思う。

事務 局長 その問責の部分であるが、一般的に項目立てて規定しているところもあるし、ざっくりとしたことしか書いていないところもあるが、規定しているとすれば内容としては議長による嚴重注意だとか、陳謝文の提出だとか、議長での陳謝文の朗読それから議会役員や議員の辞任勧告あるいは議員辞職勧告というふうなことを規定している。今読み上げたものは柏崎市のものだが、そういった具体的な項目を上げている自治体もある。ただ、その罰則というところまではほとんどないと感じているが、議会での罰則ということになると懲罰委員会ということになるので、ここからは少し外れるのかなということはある。

尾形 修平 今局長言われたように処罰がないとなると、その上の地方自治法の中での今言われた

懲罰とかそういうのはあるし、本当に皆さんに確認したいのは倫理条例制定するのはいいのだけど、じゃあなんのための制定なのだというのをもうちょっと踏み込んで議論してから、私は次のステップに進んでいただきたいなというふうに思う。

長谷川委員長 ほかにないか。議会基本条例と議員の政治倫理条例と両方作っているところというのは全国的にどのくらいあるのか。

事務 局長 数字を挙げて調べていないが、議会基本条例を策定しているところも半分はないと思うので、そう多くはないし、なおかつその倫理条例のほうは今全体でいくと約半分が制定している状況であるので、その辺の比率の関係で両方というのはそんなに多くはないんじゃないかと思っている。

鈴木いせ子 私もこの項目を見ていて、全部するというのは大変なことだし、みんなで絞った考えでもっと本当にできること、絵にかいた餅にならないようにもうちょっと真剣に項目を絞ってやったらいかがかと今思った。

長谷川委員長 絞ってというのは、この資産公開の部分を除いた5項目をまた絞るということ。

鈴木いせ子 いくら書いても実行しないような項目を検討していてもどうしようもないと思うので、それによって市がやっぱりこれだけはやっていかなければならないなというのをもうちょっと絞ってもっと考えたほうがいいのではないかと思う。

長谷川委員長 副委員長からそういう話が出るとは私も思わなかったので、一応私は倫理条例を作るという形で進めようかなというふうに思っているから、内容については項目とかに関しては別として、自主的に議会基本条例が一番上位なんだけれども、その中でもやはり議員の不祥事等があったということを含めて、やはりもう少し具体的にどうなんだという部分を倫理条例で押さえておこうかなというようにところがあるんじゃないかと思ってたんだけど。

高田 晃 委員長おっしゃるとおりだと思う、私も。やっぱり条例をどういう方向性を持って、何のために作るのだろうというところを明確に、これから進めていかなければならないというのを当然だと思うし、その答えというのは今委員長言った村上市議会でいろんな問題があった。それがもう少し我々襟を正してこれからやっていかなければならないのだというふうな気持ちを多分全員持ったと思う。なので、さらにこれを村上市議会としてきちっと条例制定しながら、襟を正して、そして倫理規定に則って進んでいくんだと、我々内部のことなんだけれども外に対してのアピールも含めて、この条例制定は必要なのではないかなと。基本条例との関連もあるが、基本条例でカバーできないような部分について、再度この条例制定をするんだと。確かに6項目、さっき2つ削ったほうがいいんじゃないかなというが、そういう目的に特化するのであればもう少し絞ってもいいのかなと、そういう気持ちはある。

長谷川委員長 議会基本条例を制定しているところでも、倫理条例を調べてみると、この6つとかの項目に固執しないやり方で作っている倫理条例もある。そういうのも踏まえて必要性というのは、全会一致で設置しようというふうになってもらいたいなと私は思っていたが、項目は別として制定するというところに消極的な方というのはおられるか。内容はいろいろ検証はするというを前提のもと、副委員長どうか。

尾形 修平 私としても条例を制定するには前向きに賛成する。やはりさっき腰を折るような話をしたのは、議会としてこの倫理条例を制定するわけだから、制定に向けた取り組みを皆さん気持ちを一つにして向かっていったほうがいいんじゃないかという思いがあって、先ほどそういう発言をさせてもらったが、本当に条例はできたけれども言うようなことがないようにしていただきたいなというふうに思う。今高田委員言われ

たように、私は本来先ほど言ったが22条で規定しているものがあれば、これで全てカバーできるというふうに個人的には思っている。けれど、こういうような不祥事が度々起こってしまったので、今委員長言われるように議会としての姿勢を市民に示すためにも、みんながこの条例ができてそれに即した格好で議員活動が今後できるようにしていただければなという思いである。

長谷川委員長 いろんな考え方とか、これで網羅されている、基本条例で網羅されているというふうなことを踏まえて、本来は議員としてなすべき活動とか、そういうようなことがそのまま議員の皆さんがやっていってもらってれば、別に何も問題はなかったが、こういうような事態になったということ踏まえて、市民の皆さんに議会としてきちんとした態度を示すということも踏まえて、ぜひとも制定に向かって、内容は中身とかに関しても精査するので制定に向かっていきたいというふうに思うが、それでよろしいか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

長谷川委員長 ありがとう。

事務局 長 それではひとつ確認事項ということで、項目の内容で出てきたが、資産公開は含まないということのご意見が多かったと思うし、住民の調査請求について、これと⑤の政治倫理審査会がセットになってくるような感じだが、④住民のことしか書いていないが議員からの調査請求という通常は二本立てになっているが、この調査請求と政治倫理審査会というのはセットになるわけだが、議員からの請求を残して政治倫理審査会も残す方向でいいのか、それとも審査会自体は落としていいのか、その辺案を作る段階でもし今の段階で方向性があればお願いしたいと思っているが。ないようであれば、一応両方入ったものを作らせていただいて、落とすのは後でも落とせるので案を作る段階においては、入れたものを作らせていただく。

長谷川委員長 一応たたき台は、議会事務局に作ってもらってそれを皆さんでもんでいくという形を取りたいと思うがよろしいね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

長谷川委員長 議員の政治倫理条例というのでよろしいか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

長谷川委員長 そういう形をお願いします。次に、②議員定数の見直しについて、事務局から説明をお願いします。

事務局 長 それでは最初に、市議会議員定数に関する調査結果ということで全国市議会議長会から出ている調査結果の資料をご覧ください。裏面が内容になっているが、2番の全国の815市の市議会議員の定数の状況ということで、(1)は定数の状況であるが、こちらについてはお読み取りいただくということで、(2)人口段階別にみた市議会議員の定数の状況ということである。こちらの表の5万人未満のところは、全体で287であって1市あたりの平均が17人である。それから5万人から10万人であるが、247あるが1市あたりの平均が20.6である。前回、第3期の議会改革調査研究特別委員会では外部のほうへ審査をお願いして、そこから答申をいただいたわけだが、その答申の内容については、こちらの表の1市あたりの平均が21であるというふうなところから議員定数を21プラス村上市については面積が非常に広いということで、そういったことを加味して22という現在の人数の答申があったわけである。それから次の資料であるが、資料2のほうをご覧ください。こちらについては、県内20市及び近隣市町村議会議員定数ということであるが、こちら順位ということで1から20番まで並べているが、こ

れ何の順位かという、これは一番右端の欄に議員1人当たりの人口ということで書いてあるが、人口を議員定数で割った順番で並べさせていただいている。一番1人当たりの人口が多いのは、ご覧の通り新潟市であるが、ここからは長岡、上越、三条と並んでいて、村上市は現状で8番目ということである。1人当たりの人口が2577.27というふうな状況である。現員の人数も入っているが、県内の状況はこのようになっている。ここには記載していないが、この人数の検討に当たっては、委員会の人数というふうなことも考慮いただきながら検討いただいたほうがよろしいかと思うが、一番少ないところで、胎内市が条例定数16、小千谷市も16、阿賀野市も16であるが、こちらのほうが一番少なくなっている。こちら胎内市については、委員会3つあるが1人が2つの委員会に入るといったような形式をとっていて、10名の常任委員会が3つあるというふうな形になっているし、小千谷市については8名の常任委員会が2つある。阿賀野市においても10名の常任委員会が3つあるというふうな形、人数が少なくなると1人が2つの常任委員会に入るといったような形態をとっているところもある。一番少ない例のほう申し上げたが、その辺を考慮いただいて1委員会の人数、最低何人必要なのかというふうなことも検討いただいたうえで、今後の人数の検討もお願いしたいというふうに考えている。以上、今日は県内の状況のほうの報告にとどめさせていただいて、今後具体的に本市議会の意見の取りまとめをどのようにしていくのかというふうなことをご相談いただいたほうがいかなと思っているが、よろしく願います。

長谷川委員長 この資料を踏まえて、これからの議員定数についての進め方を含めて、皆様からご意見をお願いします。

鈴木いせ子 議員定数については合併したときは30名の定数だったが、この委員会を開くたびに2名ずつ減って行ってそれで現在に至るが、これから人口も加味して、これからの現状を考えれば、面積を考えれば広いのだから減らす必要がないと考える。

長谷川委員長 個人的に減らす減らさないじゃなくて、どういう形で例えば会派でアンケートを皆さんから全議員の皆さんからもらった中で、それを参考意見としてここで協議をするかどうかとか、そういう形のことをちょっと皆さんの意見を伺いたいということである。今の鈴木委員の減らす必要ないということも踏まえて、他に皆さんの意見あるか。

尾形 修平 今鈴木委員言われた、合併当初30名だった。1期目のときが30で、2期目のときに4人減らして26になって、4期目のときにまた2人減らして今22というふうに認識しているが、やはり今、三条市でも村上の人口の倍くらいあるところでも議員定数の削減を議論している。三条市の人に聞くとまず20人だろうということは言っていたし、今委員長言われたようにこの議会改革の委員の中で議論するよりは、全議員からアンケートをとっていただいて、アンケートをもとに委員会で議論したほうがいいのかなというふうに思うがいかがか。

長谷川委員長 今の副委員長の意見について、ほかの意見があったらどうぞ。結局、改選で新しくなった議員もいるから、全議員の個人の議員のアンケートということでもいいわけでしょう。そういう形で一応日時を指定してアンケートを取ることから始めようと思うがいかがか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

菅井 晋一 私もそれに賛成だが、委員会の人数今7人だが、委員長副委員長除くと5人なので、もう少し多いほうがいいと思っていたので、2つ所属できるそれについても併せてアンケートとることはできないか。

長谷川委員長 それは減る減らないにかかわらず、2つの常任委員会制をとるという形ですね。
事務 局長 今のご意見については、委員会を2つにするということではなくて、2つの委員会に所属することを検討するという意味でよろしいか。それもアンケートに入れたほうがよいのであれば、そういったことも考えるが皆さんいかがか。

長谷川委員長 定数のアンケートの中にそういう提案事項も加味したアンケートにするということにしようか。

(「それはそれでいいと思う」と呼ぶ者あり)

長谷川委員長 ではそのような形をお願いします。次に、③の議会のデジタルトランスフォーメーションの推進について、事務局から説明をお願いします。

事務 局長 それでは、デジタルトランスフォーメーションについてだが、皆さんからいただいたアンケートの中では、デジタルトランスフォーメーションの推進ということで、ペーパーレス化についてと、それからタブレットの導入というふうな項目が固定していただいているので、タブレット導入をすることによって、同時にペーパーレス化も図れるということなので、項目については、タブレットの導入によってペーパーレス化を諮るというふうなことでよろしいかと思うが、そのほかに何かもしDXの関係でお考えがあったら最初に現段階でお伺いしたいと思うが。

長谷川委員長 DXについての推進は、タブレットによるペーパーレス化ということが中心ということだが、他に今局長が言われたようにDXについて他の面での考え方がもし皆さんの中で、意見があったらお願いします。

尾形 修平 今委員長言われた件だが、この件に関しては先進地ということで、燕市のほうに私と高田委員と2人で今月25日に行くし、それを踏まえて先進地でどのような活用ができておられるのかというのを研修してくるので、その後にもまた委員会で報告も兼ねて議論していければなというふうに思うがいかがか。

長谷川委員長 よろしいですね。これは行政と一緒にやるということになっているので、そのような形でとりあえず研修の結果を報告していただきながら、どのような方向性を議会として持とうかということ協賛していきたいというふうに思うので、そのような形をお願いします。

事務 局長 こちらで準備した資料3のほうをご覧ください。ペーパーレス化の検討スケジュール(案)ということで出させていただいている。事務局で考えた案であるが、こちらについては、現在令和4年度7月であるが、燕市議会の行政視察ということで理事者のほうとこちらの委員2名ということで視察を予定している。それから内容について、検証を重ねて予算要求の段階に入っていく。この段階においては議員の皆さんへもどういったことをするのかという説明はさせていただきたいと思っているし、機種についても選定いただくような形をもっていきたいと思っている。こちらの大まかな予定としては、令和5年度予算に計上するというふうな方向で検討しているが、令和5年度に入って、契約をして細かい内容を構築していくということで、11月頃の導入をして第4回定例会あたりからタブレットを使った議会運営を開始していくというふうなことであるが、よその議会でもそうであるが、当初はやはり紙と併用という形で進んでいるのでこれがどのくらい必要なのかということはあるが、第4回それから令和6年に入っての第1回の定例会このくらいは、紙を併用した対応でしていきたいというふうな現在の考えを持っている。この次に、令和6年になると市議会議員の選挙もあるので、また新たな形になるがその後には完全移行というふうなことでできればと考えているが、どうしてもよその市を見ても全部できるわけではなくて、やはり予算書、

決算書というような厚い冊子については、どうしても紙でなるというものもあるのでその辺はご理解願いたいと思う。スケジュールについて何かご意見があれば頂戴したいと思っているが。

長谷川委員長 今回のこのスケジュール案について皆さんからご意見あるか。

高田 晃 これですスケジュール案としてはいいと思うが、事務局のほうで私も何回か研修で新発田のほうに行ったりはしているが、いろいろ導入した市町村、十日町にも行ってきたが、かなり議員説明に時間を要したし、一番苦勞したのがそこだったという話だったので、議員説明この期間だけでできるのかどうかあれだが、これ重点的に一回だけじゃなくて何回もやるようにしていただければなというふうな要望である。

事務局 局長 事務局としては、実際に機械を触っていただかないと多分難しいと思うので、実際に機械を導入した以降、そこからの研修を充実していったらいいかなと考えていて、研修期間はどちらでも運用開始してから、それについては併用で紙だけ見てもできるし、機械だけ見てもできるというふうなスタンスで進めたいと思っているので、その段階で順次研修ができればいいかなというふうに考えている。操作方法についてだが。

長谷川委員長 よろしいか。ほかにないね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

長谷川委員長 最後に、④議員の人材確保について事務局から説明願う。

事務局 局長 それでは、④の議員の人材確保についてだが、これについては本日資料を準備していないが、今現在、市議会議長会の事務局長会議のほうで議員の人材確保についての各市議会の取組の状況をアンケートで取りまとめしているもので、これが今月中にまとまる予定になっているので、次回間に合えばそういった各市の取組等見ていただきながら、本市の取組を検討いただければと思っているので、本日については特段資料は準備していない。

長谷川委員長 現在、全国市議会議長会の取組について、この次の特別委員会においてご披露願うということだが、特に皆さんのほうから意見があったらお願いしたいと思う。

尾形 修平 確認だが、議員の人材確保っていうのはあまり漠然としすぎていて、議員のなり手を議会として広く市民の方にアピールしていくのか、その辺の確認をしたいと思うがいかがか。

事務局 局長 それでは、事前にいただいたアンケートを紹介するが、今日お配りしていないが前回お配りした人材確保に関するアンケートの中では、女性議員、若い人の人材確保、それから若い市議の確保、この2点である。それからジェンダー平等の立場で政治倫理の向上を含めて、女性議員を増やすために議論してほしいというふうなことが出ている。

長谷川委員長 今副委員長言われたように、人材確保を例えば若い人たちが、議員になりやすい環境作るにはどうすればいいかというその部分が抜けていると思うけれど、それについて例えばの話、やっぱり議員年金を復活しなきゃ到底議員辞めたら食べていけないんじゃないかとかっていう話とか、そういう具体的な話がなければこの問題は解決しないと私は思う。ただ、なってくれなってくれというのでは、やっぱり生活がかかるっていう、特に職業を兼ねているんじゃないかって、議員一本でやるとなったらこれはもう命がけでなるわけだから、そういうのを含めて、議員一本でやっっていけるような環境整備をするにはどうすればいいかとかっていう話にならざるを得ないんじゃないか。そういうのもやっぱり全国市議会議長会の中で網羅されてくるんじゃないかと思うので、

次の時にそれが具体的にどのような形ですればいいんだかというのが全国から出てくるので、それを参考にしながら協議していきたいというふうに思うが、それよろしいか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

事務 局長 今こちらで申し上げたのは、県内の状況の取りまとめをしているので、もしその他全国の状況がわかるような資料があったら探しておきたいと思うのでよろしく願います。

本間 善和 この問題、人材確保について非常に難しい問題だと思う。全国の市町村でやはり人材確保ということでの課題を検討をやっている資料を調べてみた。やはり、今委員長言ったような若い世代が食べていけるか、食べていけないかそういう問題に対応する何かがあるのか、手当を付けるとかという方法。それから、やはり一本の職業だけでできないものだから議会の開催日を土日開くとか、夜開くとかというような検討をしているところである。やはりいろいろなやり方があるって、幅広い方々が立候補できるのかというような枠を広げてやるというのか、窓口を広げてやるというような検討をしている状況が伺えたので、多分これも全国の今事務局長が調べてくる中には、そういうことも入ってくると思う。私はそれを期待して、それを見てからまた意見を言わせてもらいたいと思う。

長谷川委員長 わかった。④についてはこれでよろしいね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

長谷川委員長 それでは、分野ごとの具体的検討項目については以上のとおりとする。

協議事項(2) その他

長谷川委員長 次に、(2)、その他の事項で、事務局から何かあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

その他

長谷川委員長 次に、4、その他の事項で、皆さんから何かあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

長谷川委員長 最後に、次回委員会の開催日時をご相談いたす。

事務 局長 次の会議の段階では、倫理条例の案を皆さんにご覧になっていただきたいと思うので、ちょっと時間をいただいて8月の中旬に設定させていただきたいと思う。今後、日程を見てまたご連絡差し上げたいと思うので、よろしく願います。

長谷川委員長 なお、この委員会の結果については委員の皆様から各会派の皆様へご報告くださるようお願いする。

委員長(長谷川 孝君) 閉会を宣する。

(午前11時05分)